

平成 20 年 5 月 13 日
総務省統計局

住民基本台帳の活用について

1 活用する統計

住民基本台帳人口移動報告(届出統計)

「住民基本台帳人口移動報告」は、住民基本台帳法第 30 条の 10 第 1 項に規定する指定情報処理機関から、人口の移動状況を明らかにする月別データの提供を受けて、都道府県・大都市等の別に人口移動数が明らかになるよう作成している。

2 活用の方法

現在提供を受けているデータに加え、年齢階級別、現行よりも細かい地域別のデータの提供を受けて統計を作成する。

3 活用により整備される統計

現行の統計に加えて、年齢や地域について、現行よりも詳細な人口移動数の統計の作成が可能となる。

4 活用する上での課題

- (1) 転入者数・転出者数を年齢や地域により詳細に表章する場合は、個人の移動が特定されることがないよう検討することが必要である。
- (2) 現行でも住民基本台帳ネットワークに不参加の自治体のデータについては、都道府県を經由して毎月統計局に報告を受けており、新たなデータを追加することが可能か否か検討することが必要である。
- (3) 資料の提供については、提供元である都道府県の了解を得る必要がある。